6　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月26日（金曜日）午後２時に、厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページ及び公益財団法人東洋療法研修試験財団ホームページに、その受験地及び受験番号を掲載して発表する。

7　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年11月５日（木曜日）までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　試験に関する照会先　公益財団法人東洋療法研修試験財団　東京都台東区上野７丁目６番５号　ＶＯＲＴ上野Ⅱ６階　郵便番号110―0005　電話番号03（5811）1666　ＦＡＸ番号03（5811）1667

臨床工学技士国家試験の施行

臨床工学技士法（昭和62年法律第60号。以下「法」という。）第11条の規定により、第40回臨床工学技士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第17条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人医療機器センターが行う。

令和８年９月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

1　試験期日　令和９年３月７日（日曜日）

2　試験地　北海道、東京都、大阪府及び福岡県

3　試験科目　医学概論（公衆衛生学、人の構造及び機能、病理学概論及び関係法規を含む。）、臨床医学総論（臨床生理学、臨床生化学、臨床免疫学及び臨床薬理学を含む。）、医用電気電子工学（情報処理工学を含む。）、医用機械工学、生体物性材料工学、生体機能代行装置学、医用治療機器学、生体計測装置学及び医用機器安全管理学

4　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第14条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第４条の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。以下同じ。）であって、法第14条第１号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、３年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月15日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則（昭和63年厚生省令第19号。以下「規則」という。）第13条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所において２年（高等専門学校にあっては、５年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、法第14条第２号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、１年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月15日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。（昭和63年厚生省告示第97号）

ア　人文科学のうち２科目
イ　社会科学のうち２科目
ウ　自然科学のうち２科目
エ　外国語
オ　保健体育
カ　公衆衛生学、解剖学、生理学、病理学、生化学、免疫学、看護学概論、保健技術学、応用数学、医用工学概論、システム工学、情報処理工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、放射線工学概論、臨床医学概論及び内科診断学のうち８科目

⑶　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第14条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所において１年（高等専門学校にあっては、４年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、法第14条第３号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、２年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月15日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。（昭和63年厚生省告示第98号）

ア　人文科学のうち２科目
イ　社会科学のうち２科目
ウ　自然科学のうち２科目
エ　外国語
オ　保健体育
カ　公衆衛生学、解剖学、生理学、病理学、生化学、免疫学、看護学概論、保健技術学、応用数学、医用工学概論、システム工学、情報処理工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、放射線工学概論、臨床医学概論及び内科診断学のうち４科目

⑷　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において解剖学、生理学、生化学、医学概論、公衆衛生学、病理学、薬理学、免疫学、チーム医療概論、関係法規、応用数学、電気工学、電子工学、機械工学、計測工学、医用工学、生体物性工学、医用材料工学、医用機器学概論、医用治療機器学、生体計測装置学、臨床支援技術学、生体機能代行技術学、医療安全管理学、臨床医学総論、臨床実習の各科目（令和４年厚生労働省告示第113号）を修めて卒業した者（令和９年３月15日（月曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

ただし、令和４年３月31日までに学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において公衆衛生学、医学概論、解剖学、生理学、病理学、生化学、薬理学、免疫学、看護学概論、応用数学、医用工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、医用機器学概論、生体機能代行装置学、医用治療機器学、生体計測装置学、医用機器安全管理学、臨床医学総論、関係法規及び臨床実習の各科目（以下、「昭和63年厚生省告示第99号指定科目」という。）を修めて卒業したもの並びに令和４年４月１日において現に学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において臨床工学技士となるのに必要な知識及び技能を習得中のものであって昭和63年厚生省告示第99号指定科目を修めて卒業したもの（令和９年３月15日（月曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）に対しても、受験資格を認める。

⑸　外国の生命維持管理装置の操作及び保守点検に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で臨床工学技士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴、⑵、⑶又は⑷に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

⑹　臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であって、法附則第２条の規定により文部大臣又は厚生大臣が指定したものにおいて、法施行の際（昭和63年４月１日）現に臨床工学技士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又は法施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得中であって、その修得を法施行後に終えた者

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　規則様式第６号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人医療機器センターにおいて交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは臨床工学技士養成所又は公益財団法人医療機器センターにおいて、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。